

第 90 号議案

高校再編室設置規程の一部改正について

高校再編室設置規程（平成 29 年滋賀県教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 24 日

滋賀県教育委員会

高校再編室設置規程の一部改正

題名を次のように改める。

魅力ある高校づくり推進室設置規程

第 1 条および第 2 条中「高校再編室」を「魅力ある高校づくり推進室」に改める。

第 3 条第 1 項中「高校再編室」を「魅力ある高校づくり推進室」に改め、同条第 2 項中「、高校再編室」を「、魅力ある高校づくり推進室」に、「「高校再編室」を「魅力ある高校づくり推進室」に、「高校再編室長」を「魅力ある高校づくり推進室長」に改める。

第 4 条中「高校再編室の」を「魅力ある高校づくり推進室の」に、「高校再編室長」を「魅力ある高校づくり推進室長」に改める。

第 5 条および第 6 条中「高校再編室」を「魅力ある高校づくり推進室」に改める。

付 則

- 1 この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日の前日に高校再編室の参事、主幹、主査または教育企画主事を命ぜられている者は、この訓令の施行の際、別に発令のない限り、それぞれ魅力ある高校づくり推進室の参事、主幹、主査または教育企画主事を命ぜられたものとする。

高校再編室設置規程の一部改正について

1 改正の理由

社会情勢の変化等を踏まえ県立高校の在り方を検討し、魅力と活力ある県立高校づくりを推進するため、「高校再編室」を「魅力ある高校づくり推進室」に改称することに伴い、高校再編室設置規程（平成29年滋賀県教育委員会訓令第1号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 高校再編室を魅力ある高校づくり推進室に改正することとします。

(2) その他

ア この規程は、令和2年4月1日から施行することとします。

イ この規程の施行に関し、必要な措置を定めることとします。

高校再編室設置規程新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: center;"><u>高校再編室設置規程</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 魅力と活力ある県立高等学校づくりを推進するため、滋賀県教育委員会事務局高校教育課に<u>高校再編室</u>を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 <u>高校再編室</u>の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県立学校の編成に関すること。</p> <p>(2) 教育に係る調査および統計に関すること。</p> <p>(職の設置)</p> <p>第3条 <u>高校再編室</u>に室長を置き、その職にある者は、上司の命を受けて<u>高校再編室</u>の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>高校再編室</u>に滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関の職員の職の設置に関する規則（昭和34年滋賀県教育委員会規則第9号）第2条または第4条に定めるところにより、必要な職を置く。この場合において、同規則第2条中「課」とあるのは「<u>高校再編室</u>」と、「課長」とあるのは「<u>高校再編室長</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>魅力ある高校づくり推進室設置規程</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 魅力と活力ある県立高等学校づくりを推進するため、滋賀県教育委員会事務局高校教育課に<u>魅力ある高校づくり推進室</u>を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 <u>魅力ある高校づくり推進室</u>の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県立学校の編成に関すること。</p> <p>(2) 教育に係る調査および統計に関すること。</p> <p>(職の設置)</p> <p>第3条 <u>魅力ある高校づくり推進室</u>に室長を置き、その職にある者は、上司の命を受けて<u>魅力ある高校づくり推進室</u>の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>魅力ある高校づくり推進室</u>に滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関の職員の職の設置に関する規則（昭和34年滋賀県教育委員会規則第9号）第2条または第4条に定めるところにより、必要な職を置く。この場合において、同規則第2条中「課」とあるのは「<u>魅力ある高校づくり推進室</u>」と、「課長」とあるのは「<u>魅力ある高校づくり推進室長</u>」と読み替えるものとする。</p>

(事務決裁)

第4条 高校再編室の事務の決裁については、滋賀県教育委員会事務処理規程（平成17年滋賀県教育委員会教育長訓令第18号）および滋賀県教育委員会事務専決規程（平成21年滋賀県教育委員会訓令第1号）の定めるところによる。この場合において、これらの訓令中「課長」とあるのは、「高校再編室長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 高校再編室の庶務は、教育委員会事務局高校教育課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、高校再編室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務決裁)

第4条 魅力ある高校づくり推進室の事務の決裁については、滋賀県教育委員会事務処理規程（平成17年滋賀県教育委員会教育長訓令第18号）および滋賀県教育委員会事務専決規程（平成21年滋賀県教育委員会訓令第1号）の定めるところによる。この場合において、これらの訓令中「課長」とあるのは、「魅力ある高校づくり推進室長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 魅力ある高校づくり推進室の庶務は、教育委員会事務局高校教育課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、魅力ある高校づくり推進室の運営に関し必要な事項は、別に定める。